

令和3年5月31日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和3年5月31日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 26 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 27 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 28 号 非農地証明申請について
- 議案第 29 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出(農業用施設)の受理について

その他

出席委員

- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 柏木 健二 | 2 番 田中 慎二 | 3 番 谷 新子 | 4 番 宮脇 和幸 |
| 5 番 横段 登 | 6 番 高本 光之 | 7 番 立花 達也 | 8 番 水場 光輝 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 亀山 博司 | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 大道 正孝 |
| 13 番 長迫 秀 | 14 番 新田 隆次 | 16 番 椋開地 省二 | 17 番 本末 満 |
| 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | | |

事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、4番 宮脇委員、7番 立花委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書を送付しています。また、本日配布した資料は、「申請農地位置図」、「2021年の活動記録セット」、「呉市の農業振興のリーフレット」、「JA広島ゆたか広報164号、165号」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字河原田〇〇番〇、地目は田、面積は合計20㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、道路新設により残地となった農地を隣接地所有者の譲受人に売却するもので、譲受人は、野菜を作付けするものです。営農計画につきましては、ネギ等を作付けする予定です。経営面積につきましては、現在40アール耕作しており、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。申請地は、道路新設により残地となった農地で、隣接地の所有者の方が管理される方が適当だと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字西渡り川〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で

1, 458㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、労力不足により、叔父に譲り渡すもので、譲受人は、経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。経営面積につきましては、本件申請地のみで下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、水稻が植えられているところと休耕地で草が生えているところがありましたが、休耕地も草刈りをすれば、すぐに農地として利用できますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町小畑〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,119㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で、労力不足により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画につきましては、水稻を作付けする予定です。経営面積は、自作地だけで49アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、以前から隣接地の所有者である譲受人が管理しており、水稻が植えられていました。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、上長迫町〇〇〇番〇、地目は畑、面積は276㎡の第2種農地です。

転用の目的は、駐車場として使用するものです。規模等につきましては、駐車場9区画として整備するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に、駐車場として使用されていることから、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域に指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：17番 本末です。申請地は、既に駐車場として利用されていますが、周囲は鉄塔や山林でやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、栃原町字西谷下〇〇〇番〇、地目は田、面積は469㎡の第2種農地です。使用貸借により転用するもので、転用の目的は、住宅及び駐車場として使用するものです。規模等につきましては、住宅1棟、駐車場6区画として整備するものです。関係法令については、市街化調整区域における建築許可が必要となり、5月14日付けで本市都市計画課に許可申請書が提出されています。よって、本件については都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新設の許可に併せて許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：17番 本末です。申請地に隣接する水路の強度を保ちながら、工事を進めていくということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、都市計画法の建築許可に併せて許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、建築許可に併せて許可すると決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町藤脇2丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で688㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、駐車場23区画として整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、病院の駐車場として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町原山1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は312㎡の第2種農地です。賃貸借により転用するもので、転用の目的は、植物工場及び駐車場として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地の道を挟んだ隣接地でビニールハウスによる野菜等を作付けしており、事業の一環として、申請地に植物工場111㎡、駐車場2区画を整備する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、植物工場を建築するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

本 末 委 員：植物工場で何をつくるのですか。

事 務 局：トマトです。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は307㎡の第2種農地です。所有権の移転により転用するもので、転用の目的は、住宅2棟として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に建売住宅として2棟計107㎡を整備する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地の周囲は、宅地化が進んでおり、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第28号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町大字音戸字申尾〇〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は1,189㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和50年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は、山林化しており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字田野尻〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は3,467㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成5年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は、大きな木が茂っており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番、4番は関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で535㎡の第2種農地、4番の申請地は、蒲刈町向字茶ノ木〇〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で1,738㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和48年及び平成5年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は、採石場の奥の方で、周囲はすべて山林です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番と4番は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番と4番は、証明と決定します。

議 長：次に、議案第29号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告

し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるものです。この制度の適用に当たっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請が提出されたものです。1番の申請地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は493㎡で、平成23年7月13日に相続した農地です。現地調査したところ、果樹園（栗、柿）として使用されていました。なお、前回証明した期間は、平成27年7月1日から平成30年4月27日ですので、今回証明する期間は平成30年4月28日から本日（令和3年5月31日）までとなります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、果樹園として利用されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。8ページの農地法第4条の規定による届出が3件、9ページから10ページの農地法第5条の規定による届出が3件、合計6件の届出があり、これを受理しました。議案書11ページをご覧ください。耕作者が、自己所有の農地を農地の保全若しくは利用の増進のための道水路等を設置する場合や2アール未満の規模の農業用施設を設置する場合は、農地法4条の規定による転用許可は不要ですが、この場合、農地転用(農業用施設)届出書の提出を求めています。この1か月に、届出書の提出が1件ありましたので、報告します。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：大変配布が遅くなりましたが、活動記録セットをお配りします。活動記録セットの中の活動記録簿については、毎月記入の上、報告いただくようお願いしています。総会時に事務局でコピーするか、お近くの支所でコピーして、事務局へ交換便で送付してください。

昨年8月からこれまでの間に一度も提出されていない方が、何人かおられます。活動記録簿は、委員の皆様の日常活動を明らかにするため必要なものです。折角、活動していただいても、活動記録簿の提出がないと、実績として残りません。毎月必ず提出して下さるようお願いします。呉市の農林水産課より「令和3年度の呉市の農業振興」についてのリーフレットの提供がありました。呉市の農業関係の支援制度を紹介する内容です。それぞれの制度の連絡先も書いてありますので、地域活動の際にお役立てください。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

本末委員：このメンバーで農業委員になって10か月経ちますが、農業委員になろうと思った気持ちなどを話す時間がないので、他の方の気持ちがわかりません。総会が終わった後、30分くらい時間を取って、自分の思いを述べて、みんなが思いを共有することによって、物事を進めていくことが必要であると思います。

議 長：現在は、コロナ禍で、人と人との密を避けるようにとの行政指導もありますので、これ以上時間を費やすのは難しいと思います。これから皆さんがワクチンを接種されて、動きやすい状況になったときは、是非とも実施したいと思います。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第6回総会は、6月30日 水曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和3年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)